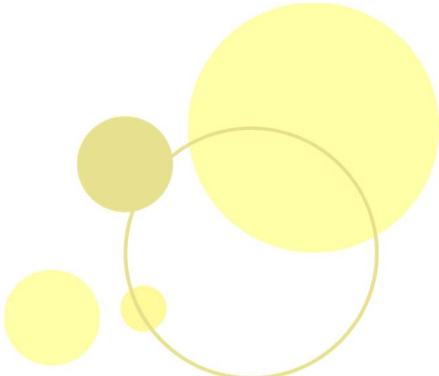


資料編

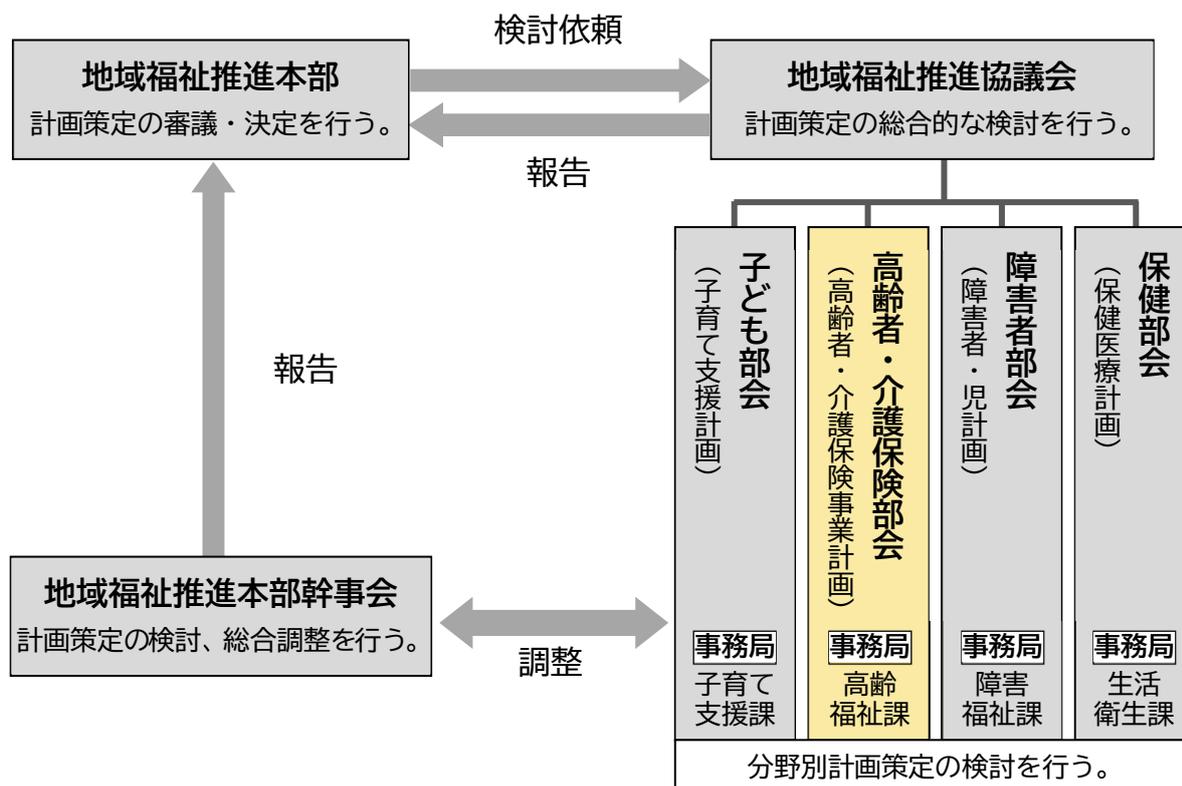


資料編

1 検討体制

本計画の検討は、学識経験者、区内関係団体等の構成員及び公募区民により構成される地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）において総合的な検討を行うとともに、協議会の下に設置した4つの分野別検討部会において、各分野別計画の検討を行いました。

また、庁内組織である地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）において、計画策定の審議・決定を行うとともに、推進本部の下に設置した地域福祉推進本部幹事会において、必要な検討、調整を行いました。



1) 文京区地域福祉推進協議会

① 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号

最終改正 令和5年11月1日2023文福福第547号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。）に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12文福福発第204号）により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。



(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例（昭和50年3月文京区条例第15号）に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 22 年度から平成 23 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民であるもののうち 4 名以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 3 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 1 人については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。



- 4 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文紹介第 1114 号）第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（公募委員の特例）

- 2 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

② 文京区地域福祉推進協議会 委員名簿

令和4年4月～令和6年3月

| 番号 | 役職 | 氏名 | 団体名等 | 備考 |
|----|------|-------|-------------------|----------|
| 1 | 会長 | 高橋 紘士 | 一般社団法人高齢者住宅協会顧問 | |
| 2 | 副会長 | 遠藤 利彦 | 東京大学大学院教授 | |
| 3 | | 平岡 公一 | 東京通信大学教授 | |
| 4 | | 高山 直樹 | 東洋大学教授 | |
| 5 | | 神馬 征峰 | 東京大学名誉教授 | |
| 6 | | 弓 幸史 | 小石川医師会 | |
| 7 | 団体推薦 | 山道 博 | 文京区医師会 | 5年度第1回まで |
| 8 | | 細部 高英 | 文京区医師会 | 5年度第2回から |
| 9 | | 佐藤 文彦 | 小石川歯科医師会 | 4年度第1回まで |
| 10 | | 土居 浩 | 小石川歯科医師会 | 4年度第2回から |
| 11 | | 三羽 敏夫 | 文京区歯科医師会 | |
| 12 | | 岩楯 新司 | 文京区薬剤師会 | 4年度第1回まで |
| 13 | | 新井 悟 | 文京区薬剤師会 | 4年度第2回から |
| 14 | | 諸留 和夫 | 文京区町会連合会 | |
| 15 | | 坂田 賢司 | 文京区社会福祉協議会 | 4年度第3回まで |
| 16 | | 石樵さゆり | 文京区社会福祉協議会 | 5年度第1回から |
| 17 | | 柴崎 清恵 | 文京区民生委員・児童委員協議会 | |
| 18 | | 木村 始 | 文京区高齢者クラブ連合会 | |
| 19 | | 大橋 久 | 文京区青少年健全育成会 | |
| 20 | | 大内 悦子 | 文京区女性団体連絡会 | 4年度第2回まで |
| 21 | | 堀口 法子 | 文京区女性団体連絡会 | 4年度第3回から |
| 22 | | 佐藤 良文 | 文京区私立幼稚園連合会 | |
| 23 | | 高山 礼子 | 文京区話し合い員連絡協議会 | 4年度第3回まで |
| 24 | | 片岡 哲子 | 文京区話し合い員連絡協議会 | 5年度第1回から |
| 25 | | 宮長 定男 | 文京区介護サービス事業者連絡協議会 | |

| 番号 | 役職 | 氏名 | 団体名等 | 備考 |
|----|------|-------|-------------------------|----------|
| 26 | 団体推薦 | 中嶋 春子 | 文京区民生委員・児童委員協議会（主任児童委員） | |
| 27 | | 佐々木妙子 | 文京区私立保育園（慈愛会保育園） | |
| 28 | | 山口 恵子 | 文京区知的障害者（児）の明日を創る会 | |
| 29 | | 白土 正介 | 味わいクラブ | |
| 30 | | 平井 芙美 | アビーム | |
| 31 | 公募区民 | 鳩山多加子 | （子ども・子育て会議） | |
| 32 | | 水谷 彰宏 | （子ども・子育て会議） | |
| 33 | | 小倉 保志 | （地域包括ケア推進委員会） | |
| 34 | | 鈴木 悦子 | （地域包括ケア推進委員会） | |
| 35 | | 西村 久子 | （地域保健推進協議会） | 5年度第1回まで |
| 36 | | 小山 忍 | （地域保健推進協議会） | 5年度第1回まで |
| 37 | | 松川えりか | （地域保健推進協議会） | 5年度第2回から |
| 38 | | 植村 元喜 | （地域保健推進協議会） | 5年度第2回から |
| 39 | | 武長 信亮 | | |
| 40 | | 篠木 一拓 | | |
| 41 | | 川上 智子 | | |



③ 文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱 (文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会)

制 定 平成 17 年 11 月 14 日 17 文福福発第 1114 号
最終改正 令和 2 年 8 月 7 日 2020 文福高第 631 号改正

(設置)

第 1 条 文京区（以下「区」という。）における高齢者等の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、文京区地域包括ケア推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (2) 認知症の本人及びその家族等に対するきめ細やかな対応と継続的な支援を行うためのネットワーク構築に関すること。
- (3) 前 2 号のほか、地域包括ケアの推進に関すること。

2 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 地域密着型介護サービス費の額
- (2) 地域密着型介護予防サービス費の額
- (3) 指定地域密着型サービス事業者の指定
- (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
- (5) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準
- (6) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準
- (7) 指定介護予防支援事業者の指定

3 前 2 項に掲げる事項のほか、委員会は、文京区地域福祉推進協議会設置要綱（8 文福福発第 504 号）第 8 条各項に規定する高齢者・介護保険事業計画の策定又は改定に関する事項について検討するものとする。

4 前 3 項のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 5 条に規定する医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の策定に当たり、高齢者・介護保険事業計画との整合性確保のために意見を述べるができる。

(委員)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人以内
 - (2) 地域の医療に関係する団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）の代表者 5人以内
 - (3) 介護支援専門員並びに介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の代表者3人以内
 - (4) 地域の高齢者に関係する団体等（町会連合会、民生委員・児童委員協議会、話し合い員連絡協議会、高齢者クラブ連合会、権利擁護関係団体及び第2号被保険者の雇用主）の代表者6人以内
 - (5) 公募区民（第1号被保険者、第2号被保険者及び介護保険サービス利用者）5人以内
- 2 前項第5号に規定する委員は、別に定める文京区地域包括ケア推進委員会公募委員募集要領（18文介第1518号）により募集する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者とし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

（意見聴取）

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

（幹事）

第9条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、福祉部福祉政策課長、福祉部高齢福祉課長、福祉部地域包括ケア推進担当課長、福祉部介護保険課長及び保健衛生部健康推進課長の職にある者とする。

（専門部会）

第10条 委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 認知症施策検討専門部会
- (2) 医療介護連携専門部会

- 2 部会は、第3条第1項及び第4項に規定する事項を分野別に検討し、その結果を委員会に報告する。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 4 部会長は、福祉部長が指名し、区長が委嘱する。
- 5 部会員は、第4条第1項の委員、学識経験者、区民、区内関係団体等の推薦による者及び地域包括支援センターの職員のうちから、区長が委嘱する。
- 6 前2項の規定にかかわらず、医療介護連携専門部会の部会長及び部会員は、文京区地域医療連携推進協議会設置要綱（21文保健第133号）の規定に基づく在宅医療検討部会の部会長及び部会員を兼ねるものとする。この場合において、医療介護連携専門部会の部会長及び部会員の任期については、文京区地域医療連携推進協議会設置要綱の規定によるものとする。



7 部会は、部会長が招集する。

8 部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成19年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず任期を平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成23年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず、任期を平成24年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

④ 文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会 部会員名簿

令和4年4月～令和6年3月

| 番号 | 役職 | 氏名 | 団体名等 | 備考 |
|----|------|-------|-------------------|----------|
| 1 | 部会長 | 平岡 公一 | 東京通信大学教授 | |
| 2 | 副部会長 | 飯塚美代子 | 文京区介護サービス事業者連絡協議会 | |
| 3 | 部会員 | 弓 幸史 | 小石川医師会 | |
| 4 | | 石川みずえ | 文京区医師会 | |
| 5 | | 星野 高之 | 小石川歯科医師会 | 4年度第1回まで |
| 6 | | 今井 瑠璃 | 小石川歯科医師会 | 4年度第2回から |
| 7 | | 藤田 良治 | 文京区歯科医師会 | 4年度第5回まで |
| 8 | | 萩野 礼子 | 文京区歯科医師会 | 5年度第1回から |
| 9 | | 野口 雄司 | 文京区薬剤師会 | 4年度第1回まで |
| 10 | | 新井 悟 | 文京区薬剤師会 | 4年度第2回から |
| 11 | | 森田妙恵子 | 文京区介護サービス事業者連絡協議会 | |
| 12 | | 宮長 定男 | 文京区介護サービス事業者連絡協議会 | |
| 13 | | 木村 始 | 文京区高齢者クラブ連合会 | |
| 14 | | 高山 礼子 | 文京区話し合い員連絡協議会 | 4年度第5回まで |
| 15 | | 片岡 哲子 | 文京区話し合い員連絡協議会 | 5年度第1回から |
| 16 | | 諸留 和夫 | 文京区町会連合会 | |
| 17 | | 安田 剛一 | 文京区民生委員・児童委員協議会 | |
| 18 | | 坂田 賢司 | 文京区社会福祉協議会 | 4年度第5回まで |
| 19 | | 石樵さゆり | 文京区社会福祉協議会 | 5年度第1回から |
| 20 | | 古関 伸一 | 東京商工会議所文京支部 | |
| 21 | | 鈴木 悦子 | 公募区民 | |
| 22 | | 中西喜久子 | 公募区民 | |
| 23 | | 小倉 保志 | 公募区民 | |
| 24 | | 太田 道之 | 公募区民 | |
| 25 | | 岩波 康人 | 公募区民 | |



2) 文京区地域福祉推進本部

① 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 令和2年3月30日2019文福福第1584号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成6年3月文京区規則第10号）第4条第1項（区長、副区長及び教育長を除く。）及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。

- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。
(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。
(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



② 文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

令和6年3月現在

| | 幹事会役職 | 氏名 | 職名 |
|----|-------|-------|--------------|
| 1 | 本部長 | 成澤 廣修 | 区 長 |
| 2 | 副本部長 | 佐藤 正子 | 副区長 |
| 3 | | 加藤 裕一 | 教育長 |
| 4 | 本部員 | 大川 秀樹 | 企画政策部長 |
| 5 | | 竹田 弘一 | 総務部長 |
| 6 | | 渡邊 了 | 危機管理室長 |
| 7 | | 鶴沼 秀之 | 区民部長 |
| 8 | | 高橋 征博 | アカデミー推進部長 |
| 9 | | 竹越 淳 | 福祉部長 |
| 10 | | 鈴木 裕佳 | 地域包括ケア推進担当部長 |
| 11 | | 多田栄一郎 | 子ども家庭部長 |
| 12 | | 矢内真理子 | 保健衛生部長 |
| 13 | | 澤井 英樹 | 都市計画部長 |
| 14 | | 吉田 雄大 | 土木部長 |
| 15 | | 木幡 光伸 | 資源環境部長 |
| 16 | | 長塚 隆史 | 施設管理部長 |
| 17 | | 内野 陽 | 会計管理者 |
| 18 | | 新名 幸男 | 教育推進部長 |
| 19 | | 吉岡 利行 | 監査事務局長 |
| 20 | | 小野 光幸 | 区議会事務局長 |
| 21 | | 横山 尚人 | 企画政策部企画課長 |
| 22 | | 進 憲司 | 企画政策部財政課長 |
| 23 | | 日比谷光輝 | 企画政策部広報課長 |
| 24 | | 武藤 充輝 | 総務部総務課長 |
| 25 | | 畑中 貴史 | 総務部職員課長 |

③ 文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

令和6年3月現在

| | 幹事会役職 | 氏名 | 役職 |
|----|-------|-------|------------------------|
| 1 | 幹事長 | 竹越 淳 | 福祉部長 |
| 2 | 副幹事長 | 鈴木 裕佳 | 地域包括ケア推進担当部長 |
| 3 | | 多田栄一郎 | 子ども家庭部長 |
| 4 | | 矢内真理子 | 保健衛生部長 |
| 5 | 幹事 | 横山 尚人 | 企画政策部企画課長 |
| 6 | | 津田 智 | 総務部ダイバーシティ推進担当課長 |
| 7 | | 齊藤 嘉之 | 総務部防災課長 |
| 8 | | 木村 健 | 福祉部福祉政策課長 |
| 9 | | 瀬尾かおり | 福祉部高齢福祉課長 |
| 10 | | 木内 恵美 | 福祉部地域包括ケア推進担当課長 |
| 11 | | 橋本 淳一 | 福祉部障害福祉課長 |
| 12 | | 渡部 雅弘 | 福祉部生活福祉課長 |
| 13 | | 阿部 英幸 | 福祉部介護保険課長 |
| 14 | | 中島 一浩 | 福祉部国保年金課長（高齢者医療担当課長兼務） |
| 15 | | 篠原 秀徳 | 子ども家庭部子育て支援課長 |
| 16 | | 奥田 光広 | 子ども家庭部幼児保育課長 |
| 17 | | 永尾 真一 | 子ども家庭部子ども施設担当課長 |
| 18 | | 大戸 靖彦 | 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長 |
| 19 | | 佐藤 武大 | 子ども家庭部児童相談所準備担当課長 |
| 20 | | 熱田 直道 | 保健衛生部生活衛生課長 |
| 21 | | 田口 弘之 | 保健衛生部健康推進課長 |
| 22 | | 小島 絵里 | 保健衛生部予防対策課長 |
| 23 | | 内宮 純一 | 保健衛生部新型コロナウイルス感染症担当課長 |
| 24 | | 大塚 仁雄 | 保健衛生部保健サービスセンター所長 |
| 25 | | 中川 景司 | 教育推進部学務課長 |
| 26 | | 赤津 一也 | 教育推進部教育指導課長 |
| 27 | | 鈴木 大助 | 教育推進部児童青少年課長 |
| 28 | | 木口 正和 | 教育推進部教育センター所長 |

2 検討経過

1) 文京区地域福祉推進協議会

① 地域福祉推進協議会

| | 開催日 | 主な議題 |
|---|--------------|--|
| 1 | 令和4年5月30日（月） | ・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について |
| 2 | 令和4年8月23日（火） | ・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について |
| 3 | 令和5年1月24日（火） | ・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について |
| 4 | 令和5年5月31日（水） | ・新たな地域福祉保健計画の策定について |
| 5 | 令和5年7月26日（水） | ・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について |
| 6 | 令和5年8月28日（月） | ・地域福祉保健計画の検討状況について |
| 7 | 令和5年11月2日（木） | ・地域福祉保健計画の中間のまとめについて |
| 8 | 令和6年2月6日（火） | ・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について |

② 高齢者・介護保険部会（地域包括ケア推進委員会）

| | 開催日 | 主な議題 |
|----|---------------|--------------------------------|
| 1 | 令和4年5月23日（月） | ・高齢者等実態調査の概要について |
| 2 | 令和4年8月3日（水） | ・高齢者等実態調査の調査項目（案）について |
| 3 | 令和4年9月27日（火） | ・高齢者等実態調査の調査項目について |
| 4 | 令和5年1月11日（水） | ・高齢者等実態調査の結果について |
| 5 | 令和5年3月27日（月） | ・高齢者等実態調査報告書について |
| 6 | 令和5年5月23日（火） | ・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について |
| 7 | 令和5年7月10日（月） | ・高齢者・介護保険事業計画の検討状況について |
| 8 | 令和5年9月6日（水） | ・高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめ（たたき台）について |
| 9 | 令和5年10月20日（金） | ・高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめについて |
| 10 | 令和6年1月15日（月） | ・高齢者・介護保険事業計画の最終案について |

2) 文京区地域福祉推進本部

① 地域福祉推進本部

| | 開催日 | 主な議題 |
|---|---------------|--|
| 1 | 令和4年5月23日(月) | ・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について |
| 2 | 令和4年8月17日(水) | ・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について |
| 3 | 令和5年1月18日(水) | ・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について |
| 4 | 令和5年5月24日(水) | ・新たな地域福祉保健計画の策定について |
| 5 | 令和5年7月19日(水) | ・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について |
| 6 | 令和5年8月23日(水) | ・地域福祉保健計画の検討状況について |
| 7 | 令和5年10月25日(水) | ・地域福祉保健計画の中間のまとめについて |
| 8 | 令和6年1月24日(水) | ・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について |

② 地域福祉推進本部幹事会

| | 開催日 | 主な議題 |
|---|---------------|--|
| 1 | 令和4年5月18日(水) | ・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について |
| 2 | 令和4年8月9日(火) | ・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について |
| 3 | 令和5年1月17日(火) | ・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について |
| 4 | 令和5年5月10日(水) | ・新たな地域福祉保健計画の策定について |
| 5 | 令和5年7月11日(火) | ・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について |
| 6 | 令和5年8月17日(木) | ・地域福祉保健計画の検討状況について |
| 7 | 令和5年10月16日(月) | ・地域福祉保健計画の中間のまとめについて |
| 8 | 令和6年1月17日(水) | ・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について |



3) 「中間のまとめ」に対する区民意見

計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント（意見募集）と区民説明会を実施しました。

① パブリックコメント

募集期間 令和5年12月4日（月）～令和6年1月4日（木）

提出者数 38人

② 区民説明会

開催日及び場所 令和5年12月13日（水） 障害者会館

令和5年12月16日（土） 障害者会館

参加者数 延べ11人

3 第9期介護保険制度の主な改正のポイント

1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・医療と介護の連携の推進
- ・感染症や災害への対応力向上
- ・質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・認知症の対応力向上
- ・看取りへの対応強化
- ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・LIFEを活用した質の高い介護

3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・介護職員の処遇改善
- ・生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・効率的なサービス提供の推進

4) 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・評価の適正化・重点化
- ・報酬の整理・簡素化

資料：第238回社会保障審議会介護給付費分科会 令和5年12月19日
令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

4 文京区における 24 時間在宅ケアビジョンについて

文京区における 24 時間在宅ケアシステムについての考察

令和5年7月
福祉部

本区では、東京大学高齢社会総合研究機構との間において、文京区の地域社会の発展及び人材育成に寄与する目的のために締結した連携協定のもと、地域包括ケアシステムについて考察を行っている。この度、本区において医療や介護が必要な高齢者が可能な限り在宅で安心して生活できるよう、24 時間在宅ケア体制の構築に向け、論点や課題について協議及び検討した内容をビジョンとして下記のとおり取りまとめたため、報告する。

記

24 時間在宅ケアビジョン

第1 ビジョンの趣旨

2040 年には、少子高齢化・人口減少がさらに進展し、日本の高齢者人口がピークに達する中、本区の高齢者単身世帯が4割程度の高水準で推移するとともに、就職氷河期世代の高齢化等の状況に直面する。超高齢社会において、血縁・地縁による助け合いの機能が低下する中、従来の縦割りの福祉制度では複雑化・複合化した生活課題への対応が困難となる。

そのような中で、高齢者が人生 100 年時代にふさわしい生活が送れるよう、健康寿命の延伸に取り組むとともに、人生の最終段階における医療・ケアの内容について関係者と適切に意思決定を行い、医療や介護サービスだけではなく多様な生活支援サービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる体制の構築を目指していく。

さらに、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。

第2 2040年の状況等について

1 状況

総人口の減少が進む中、2040年時点の高齢者人口は、全国で3,921万人、文京区で6万1,963人と推計され、高齢化率は22.6%に達し、超高齢社会と同時に多死社会を迎える一方で、現役世代（担い手）が減少傾向になると見込んでいる。2023年現在、区では高齢者単身世帯が、高齢者のいる世帯の約4割を占めているが、2040年においても同程度の水準が単身世帯と見込まれる。

また、高齢者人口の増及び平均寿命の延伸に伴い、医療と介護のニーズを有する高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるとともに、医療や介護が必要なくとも、生活上のちょっとした困りごとを抱える高齢者が増えることが想定される。それとともに、分野を跨いだ複雑化・複合化した課題を抱えた個人や家族も増加することが見込まれるため、区は、高齢、介護、障害、生活困窮、子育てなど、分野横断的に連携し、対応することが求められる。

なお、2023年の現役世代は、日常的にスマホやタブレット機器等ICTを使いこなしており、高齢者となっても違和感なくICT利活用ができると考えられる。このようなICTの利用により、コミュニケーションの幅が広がり、町会、自治会などの地縁活動のほか、地域の自発的グループやNPO等への参加など、地域活動が多様化し、高齢期の社会参加の選択肢が増えることが期待される。

また、65歳以上の就労環境は、多様で柔軟な働き方を選択できるよう継続的に改善されており、2040年には高齢期の就労継続は当たり前の時代となることを見込まれるため、賃金就労のみならず社会とつながる働き方を希望する高齢者も増加することが想定される。

2 課題

(1) 在宅生活を支える基盤整備

看取りまでを意識した在宅医療の提供体制の確保、医療介護連携の推進が求められるとともに、血縁・地縁関係を補完できるよう地域の拠点となる在宅サービス基盤整備と機能強化を図る必要がある。

(2) 認知症対策の推進

認知症になっても本人及び家族が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関等によるネットワークづくりを促進し、見守り活動や緊急時の支援を行える“認知症に優しいまちづくり”が必要である。

(3) ICT・DXの活用推進

2040年に向かって多くの高齢者がICT技術を利用できる状況が見込まれることから、ジェロンテクノロジー、データヘルス、オンライン診療、AI、ロボット、ICTの活用など、デジタルトランスフォーメーション（DX）の活用が求められる。



(4) フレイル予防・介護予防の推進

長くなった高齢期においては、健康寿命を延伸するため、生活習慣病等の疾病予防・重度化予防等の保健事業と介護予防事業との連携により、一体的な高齢者支援を展開する必要がある。

(5) 多様な就労の場の確保、多世代交流の場の充実

高齢者の意欲・活力を創出する観点や孤立防止から、企業就労のみならず身近な地域社会の課題解決に貢献できる“いきがい就労の場”の拡充、多世代交流などの居場所の確保を図る必要がある。

(6) 単身・低所得高齢者への対応

2040年に向かって、単身世帯の割合が4割程度で推移することが推測されることから、血縁関係に乏しい単身高齢者が増加するとともに、就職氷河期世代も高齢世代となり、低所得者層の増加も想定されるため、住まいや生活支援のニーズの高まりが見込まれる。

第3 取組項目

1 日常生活圏域内における支援拠点の整備

(1) 地域拠点としての小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備

- ・可能な限り住み慣れた地域で、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を送っていただけるように、小規模多機能型居宅介護（以下「小多機」という。）及び看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という。）を地域の核の一つと位置付け、地域づくりにも取り組んでいく。
- ・このため、地域に密着したサービスとなるよう、民間事業者やNPO、個人の活動などの地域資源と、小多機・看多機との融合を目指す。
- ・また、高齢者に限定せず、多世代交流が図られるよう、子どもから高齢者までが集える場を確保していく。
- ・本区では、社会福祉協議会の小地域福祉活動が活発であり、2023年において、既に「こまじいのうち」のような多世代交流のほか、民間事業者による「暮らしの保健室」など、地域に根差した取組が広がりを見せている。
- ・このような活動を参考に、「人が集まる小多機・看多機」を目標に、顔が見える関係を重視した、地域住民が立ち寄りたくなる空間となるよう、整備に当たっては関係各所との連携を図る。

(2) 地域拠点における医療と介護の連携

- ・小多機を利用し続けながら看取りまで行うには、在宅医療の環境整備が必須である。在宅医療は、医師だけでなく、訪問看護師、理学療法士、歯科医師、ケアマネジャー等との連携が必要であることから、これらを推進していく。
- ・看多機においては、施設特性を活かした利用が図られるよう、周知していく。

2 24時間在宅ケアシステムにおける在宅医療・介護連携の推進とICT活用

(1) 在宅療養を支える体制の構築

- ・高齢期に身体が弱り医療が必要となった場合でも、住み慣れた家で最後まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅生活を支える体制づくりが必要である。
- ・今後、超高齢社会を迎え、医療機関における入院需要もピークを迎えることが予測される中で、在宅医療は、増大する慢性期の医療ニーズに対する受け皿として、さらに多死社会における看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待される。

① 在宅医療・介護連携の充実

- ・高齢者の在宅療養を支えるために、医師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等多職種間におけるICTを活用した情報共有システムの利用を推進し、医療・介護関係者等が速やかに情報共有し、看取りまでを見据え、切れ目なく在宅医療・介護を提供できる体制を構築する。
- ・多職種が参加する研修会を開催し、互いの専門性や役割について意見交換を行い、シームレスな連携体制を構築する。
- ・今後も様々な感染症が発見・拡大するリスクがあることを踏まえ、非接触で遠方でも実施可能なオンライン診療の提供体制の充実が見込まれるため、これらにも備えていく。

② 場面に応じた在宅医療の提供

- ・慢性期の疾病管理を継続しながら在宅生活を継続するには、在宅医療が不可欠であるため、「退院支援」、「日常の療養支援」、「急変時の対応」、「看取り」の4機能について、様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう関係機関と調整を図る。

③ かかりつけ医の普及促進

- ・身近な地域における日常的な医療の提供や保健、介護、福祉関係者と連携して高齢者の健康増進を図るために、かかりつけ医は重要であるため、今後も区民への情報提供を図る。

④ 先進事例の調査・研究

- ・他自治体における様々な先進事例、好事例の調査・研究及び分析を行い、これらの事例から得られるメリット等を把握し、文京区に活用できる施策を検討していく。

(2) ロボット、AI等ジェロンテクノロジーの活用

- ・介護分野では、高齢者の介護サービスの需要が増加する一方で、介護人材は不足し、介護の効率化が求められており、今後、ロボット技術、高齢者見守り対応、医療・介護の業務負担軽減など、より一層のICTの活用推進を図る必要がある。



① ロボット技術等の活用

- ・介護ロボットについては、より多くの介護事業所において導入が図られることで、職員の負担軽減に資する取り組みを進めていく。
- ・高齢者の日常生活を支える生活支援ロボット等、先進技術を使った支援の検討を進めていく。

② 高齢者の見守りへのICTの活用

- ・区では、人や機械による様々な見守り施策を推進してきたところであるが、認知症高齢者の増加が見込まれることも踏まえ、今後も、民間の先進的なICTによる見守り技術を情報収集し、費用対効果を高めていく。

③ 医療・介護業務負担軽減策の検討

- ・医療・介護業務における負担軽減については、国が用意する標準的なシステムの活用をはじめとして、継続的に事務負担の軽減につながる方策に取り組む。また、医療・介護保険双方のデータを活用し、健康課題等を抽出した上で、より効果的なフレイル予防・介護予防の推進を図っていく。

(3) ICTによる地域のつながりづくり

- ・例えば、テレビ電話システムの活用等により、遠隔地の家族と日常的にコミュニケーションを取ることなどICTスキルを有した高齢者が増え、2040年には違和感なくICTツールを利用できる状況であることが想像できる。

① ICTネットワークによる地域の幅広い交流づくり

- ・ICTを活用し、高齢者の暮らしを支える生活支援ネットワークを強化し、地域イベントへの参加や幅広い交流づくりの機会を持つ環境整備を推進する。

② デジタル人材の活用

- ・ICTスキルを身に付けているデジタル人材を募り、ICTスキルに不安がある高齢者に対し講座の開催等を行い、デジタルデバイドの解消を目指す。

3 インフォーマルサポートと制度サービスとの連携・協働

(1) インフォーマルな生活支援サービスの充実

① 地域における支え合いの体制強化

地域における多様な主体が、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、他人事でなく主体的に地域生活課題の解決を試みる体制の強化を図る。

② 民間サービスを取り入れた見守り体制の強化

民間事業者の取組を取り入れた他自治体の先進事例や好事例等を調査し、区に適した見守りサービスの導入を図る。

(2) 企業等による就業機会・地域課題取組支援の拡充

①在宅ワーク、資格を生かした働く機会の拡充

在宅ワークや短時間就労、取得した資格を生かして柔軟に働ける機会の拡充を図る。

②文京共創フィールドプロジェクトの活用推進

地域課題や社会的課題の解決のために、民間企業、大学、NPO等が実施する先進的な取組に対する支援を推進する。

(3) 生きがい就労の場の開拓

①多様な形態の就労を通じた地域貢献

子育て・介護・福祉関係など、地域における様々な社会活動を通して地域貢献を行う場を拡充する。

(4) 多世代交流（ごちゃまぜ）の場の確保

①参加者の Well-being の向上

地域の多世代の人々が交流する場でのふれあいやつながりを通して、一人ひとりの Well-being の向上を図る。

②フレイル予防・介護予防効果の推進

高齢者、若者、子ども、障害の有無など、属性を問わずに交じり合う「ごちゃまぜの場」に参加することによって、フレイル予防、介護予防効果の推進が図られる。

(5) 安心して生活できる住居の確保

①住宅セーフティネット制度活用等による住居確保

(次期地域福祉保健計画策定に係る検討内容を反映していく。)

24時間在宅ケアビジョンの概要

【趣旨】

2040年は、日本の高齢者人口がピークに達し、本区においても高齢者単身世帯割合が高水準で推移したり、就職氷河期世代の高齢化に直面することが見込まれる。

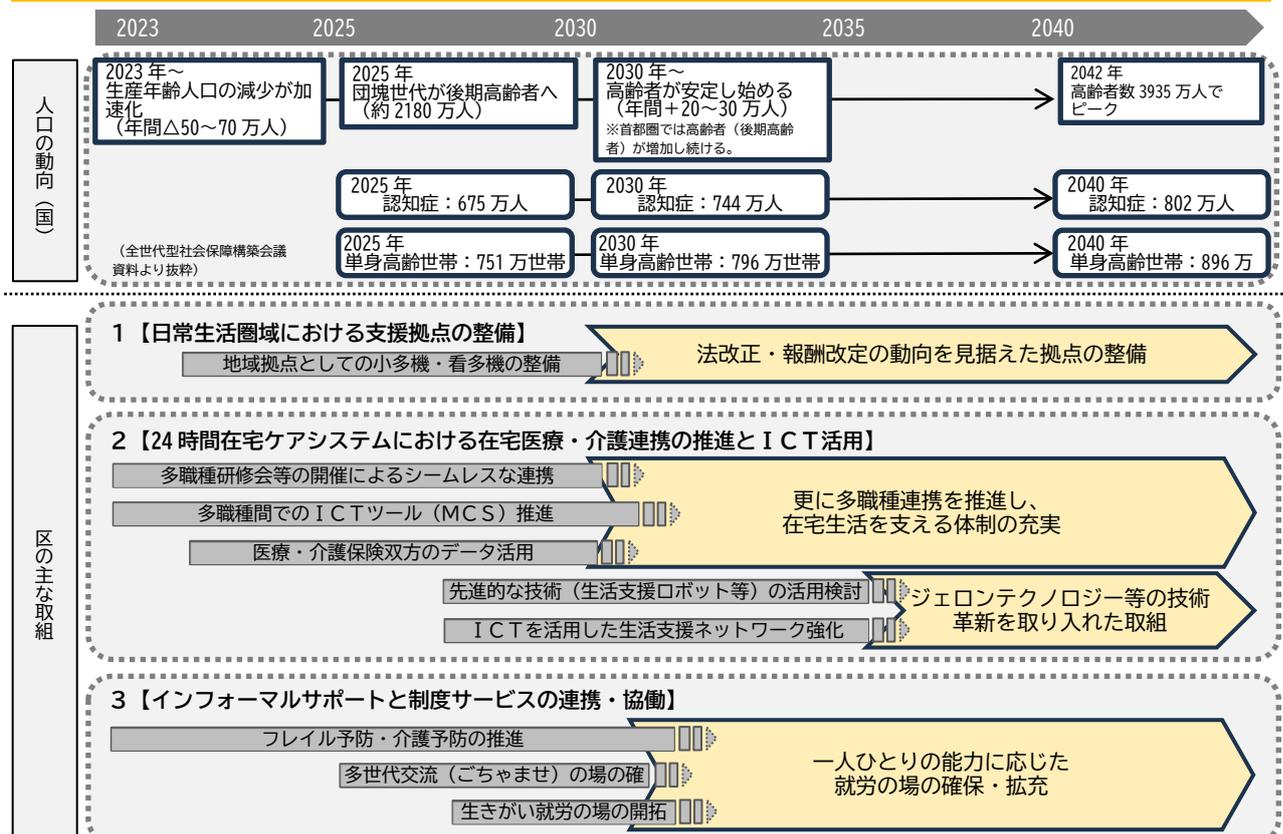
そのような中で、健康寿命の延伸に取り組んだり、医療・介護サービス以外の多様な生活支援サービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる体制の構築を目指していく。

さらに、地域住民等が、主体的に地域に参画し、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の構築を目指していく。

2040年を見据え、高齢者が人生100年時代にふさわしい生活が送れる社会を目指す

| 2040年の状況 | 課題 | 取組 (ver.1.0) |
|--|------------------------|---|
| ○高齢者人口6万1,963人、高齢化率22.6% | ○在宅生活を支えるサービス基盤整備 | 【1. 日常生活圏内における支援拠点の整備】 ・地域交流が図られる地域拠点として人が集まる小多機・看多機の整備 【2. 24時間在宅ケアシステムにおける在宅医療・介護連携の推進とICT活用】 ・多職種間で切れ目なく在宅医療・介護が提供できる体制の構築 ・ロボット・AI等ジェロントテクノロジーの活用 ・ICTによる地域のつながりづくり 【3. インフォーマルサポートと制度サービスの連携・協働】 ・インフォーマルな生活支援サービスの充実 ・フレイル予防・介護予防の推進 ・生きがい就労の場の開拓、多世代交流（ごちゃませ）の場の確保 |
| ○高齢者単身世帯が約4割程度と高水準 | ○ネットワークづくり促進等、認知症対策推進 | |
| ○医療・介護のニーズを有する高齢者、認知症高齢者、生活上のちょっとした困りごとを抱える高齢者の増 | ○ICT、DX活用の推進 | |
| ○複雑化・複合化した課題を抱えた個人・家族の増 | ○フレイル予防・介護予防の推進 | |
| ○ICT利用により地域活動が多様化・社会参加の選択肢が増 | ○多様な就労の場の確保、多世代交流の場の充実 | |
| ○高齢期の就労が当たり前の時代であり、賃金就労のほか社会とつながる働き方を希望する方の増加 | ○単身・低所得高齢者への対応 | |

2040年を見据えた主な取組の見通し



5 日常生活圏域一覽

富坂地区

| 町 | 町目 | 番 |
|-----|-------|--------------------------------------|
| 後楽 | 1~2丁目 | 全域 |
| 春日 | 1丁目 | 全域 |
| | 2丁目 | 1~7, 9~26 |
| 小石川 | 1~4丁目 | 全域 |
| | 5丁目 | 1~4, 8~17, 20~41 |
| 白山 | 1丁目 | 1, 2, 5~8, 11~14, 16~22, 30~37 |
| | 2~5丁目 | 全域 |
| 千石 | 1~4丁目 | 全域 |
| 水道 | 1丁目 | 1, 2, 11, 12 |
| 小日向 | 4丁目 | 1~2 |
| | 3丁目 | 31~44 |
| 大塚 | 4丁目 | 1, 2(6~14), 3(5~11), 4(1~3) |
| | 1丁目 | 19 |
| 本駒込 | 2丁目 | 9(7~17), 10~11, 29 |
| | 6丁目 | 1~12 |

大塚地区

| 町 | 町目 | 番 |
|-----|-------|---|
| 春日 | 2丁目 | 8 |
| 小石川 | 5丁目 | 5~7, 18~19 |
| 水道 | 1丁目 | 3~10 |
| | 2丁目 | 全域 |
| 小日向 | 1~3丁目 | 全域 |
| | 4丁目 | 3~9 |
| 大塚 | 1~2丁目 | 全域 |
| | 3丁目 | 1~30 |
| | 4丁目 | 2(1~5, 15), 3(1~4, 12), 4(4~12), 5~53 |
| | 5~6丁目 | 全域 |
| 関口 | 1~3丁目 | 全域 |
| 目白台 | 1~3丁目 | 全域 |
| 音羽 | 1~2丁目 | 全域 |

本富士地区

| 町 | 町目 | 番 |
|----|-------|----------------------------|
| 白山 | 1丁目 | 3, 4, 9, 10, 15 |
| 本郷 | 1~7丁目 | 全域 |
| 湯島 | 1~4丁目 | 全域 |
| 西片 | 1丁目 | 1~18, 20 |
| | 2丁目 | 全域 |
| 向丘 | 1丁目 | 1~6, 16~20 |
| | 2丁目 | 1~10, 11(1~5), 13(8~21) |
| 弥生 | 1~2丁目 | 全域 |
| 根津 | 1~2丁目 | 全域 |

駒込地区

| 町 | 町目 | 番 |
|-----|-------|---------------------------------|
| 白山 | 1丁目 | 23~29 |
| 向丘 | 1丁目 | 7~15 |
| | 2丁目 | 11(6~14), 12, 13(1~7), 14~39 |
| 千駄木 | 1~5丁目 | 全域 |
| 本駒込 | 1丁目 | 全域 |
| | 2丁目 | 1~8, 9(1~6, 18~33), 12~28 |
| | 3~5丁目 | 全域 |
| | 6丁目 | 13~25 |

6 高齢者・介護保険関係施設等一覧

★高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|---------------------|------------|--------------|
| 1 | 高齢者あんしん相談センター 富坂 | 白山5-16-3 | 03-3942-8128 |
| 2 | 高齢者あんしん相談センター 富坂分室 | 小石川2-18-18 | 03-5805-5032 |
| 3 | 高齢者あんしん相談センター 大塚 | 大塚4-50-1 | 03-3941-9678 |
| 4 | 高齢者あんしん相談センター 大塚分室 | 音羽1-15-12 | 03-6304-1093 |
| 5 | 高齢者あんしん相談センター 本富士 | 本郷2-40-11 | 03-3811-8088 |
| 6 | 高齢者あんしん相談センター 本富士分室 | 西片2-19-15 | 03-3813-7888 |
| 7 | 高齢者あんしん相談センター 駒込 | 千駄木5-19-2 | 03-3827-5422 |
| 8 | 高齢者あんしん相談センター 駒込分室 | 本駒込2-28-10 | 03-6912-1461 |

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型サービス】

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|--------------------|------------------------|--------------|
| 9 | グッドライフケア 24 | 西片2-19-15 | 03-5844-6093 |
| 10 | せら定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 本郷3-15-2 本郷二村ビル 201 | 03-5840-7040 |

■夜間対応型訪問介護【地域密着型サービス】

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|--------------------|------------------------|--------------|
| 11 | SOMPO ケア 白山 夜間訪問介護 | 白山5-17-19 鳥居本ビル 201 | 03-5395-7667 |

▲介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|---------------------|-----------|--------------|
| 12 | 特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日 | 春日1-9-21 | 03-5804-6511 |
| 13 | 小石川ヒルサイドテラス | 春日2-4-8 | 03-5804-0088 |
| 14 | 特別養護老人ホーム 文京白山の郷 | 白山5-16-3 | 03-3942-1887 |
| 15 | 特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷 | 大塚4-18-1 | 03-3947-2801 |
| 16 | 特別養護老人ホーム ゆしまの郷 | 湯島3-29-10 | 03-3836-2566 |
| 17 | 特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷 | 千駄木5-19-2 | 03-3827-5420 |

凡例・各施設の所在地については、施設マップ（P. 236、P. 237 参照）に表示されています。

▲介護老人保健施設（老人保健施設）

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------------|-----------|--------------|
| 18 | 介護老人保健施設ひかわした | 千石2-1-6 | 03-5319-0780 |
| 19 | 介護老人保健施設 音羽えびすの郷 | 音羽1-22-14 | 03-3941-0165 |
| 20 | 龍岡介護老人保健施設 | 湯島4-9-8 | 03-3811-0088 |

●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-----------------------------|------------|--------------|
| 21 | アズハイム文京白山 | 白山4-36-13 | 03-3943-6105 |
| 22 | グランヴィ小日向 | 小日向1-23-27 | 03-5810-1900 |
| 23 | アリア文京大塚 | 大塚4-46-5 | 0120-17-1165 |
| 24 | 介護付き有料老人ホーム 杜の癒しハウス文京関口 | 関口1-14-12 | 03-5227-8835 |
| 25 | ドーミー目白台 | 目白台1-5-8 | 03-5981-9996 |
| 26 | SOMPO ケア ラヴィーレ本郷 | 本郷3-4-1 | 03-5842-5708 |
| 27 | アリア文京本郷 | 湯島2-21-15 | 03-5803-2080 |
| 28 | エイジフリー・ライフ文京湯島 | 湯島3-21-7 | 03-5846-1561 |
| 29 | クラーチ・エレガント本郷 | 向丘2-2-6 | 03-5689-8781 |
| 30 | トラストガーデン本郷 | 向丘2-2-6 | 03-5805-7420 |
| 31 | ホスピタルメント本郷 | 弥生2-4-4 | 03-5615-9235 |
| 32 | 介護付有料老人ホーム クラシックガーデン文京根津 | 根津2-14-18 | 03-5815-4665 |
| 33 | ホスピタルメント文京千駄木 | 千駄木3-14-10 | 03-5834-2613 |
| 34 | ホスピタルメント文京グラン | 千駄木3-14-17 | 03-5834-2316 |

■認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）【地域密着型サービス】

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------------|------------|--------------|
| 35 | 花物語ばんきょう いくつか星 | 小石川5-11-8 | 03-3868-3533 |
| 36 | グループホーム白山みやびの郷 | 白山2-29-9 | 03-3818-2212 |
| 37 | 泉湧く憩いの家 | 千石2-31-9 | 03-3942-0561 |
| 38 | グループホーム文京あやめ | 小日向1-23-20 | 03-5940-0751 |
| 39 | 優っくりグループホーム文京小日向 | 小日向1-23-26 | 03-5810-1758 |
| 40 | グッドライフケアホーム向丘 | 西片2-19-15 | 03-3868-2052 |
| 41 | のんびり家 | 向丘1-16-26 | 03-3817-0876 |
| 42 | お寺のよこ | 向丘2-38-5 | 03-3822-0028 |
| 43 | 愛の家グループホーム文京本駒込 | 本駒込5-66-5 | 03-5832-6332 |

■認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）【地域密着型サービス】

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|---------------------|-----------|--------------|
| 44 | 小石川デイサービスセンター | 春日2-4-8 | 03-5804-0088 |
| 45 | 文京白山高齢者在宅サービスセンター | 白山5-16-3 | 03-3942-8225 |
| 46 | 泉湧く憩いの家 | 千石2-31-9 | 03-3942-0561 |
| 47 | 文京くすのき高齢者在宅サービスセンター | 大塚4-18-1 | 03-3947-2801 |
| 48 | 文京本郷高齢者在宅サービスセンター | 本郷4-21-2 | 03-3816-2317 |
| 49 | デイサービスセンター ゆしまの郷 | 湯島3-29-10 | 03-3836-3526 |
| 50 | 文京千駄木高齢者在宅サービスセンター | 千駄木5-19-2 | 03-3827-5421 |

■小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-----------------------|------------|--------------|
| 51 | 小規模多機能型居宅介護 いきいき礪川 | 小石川2-16-1 | 03-5840-9803 |
| 52 | 優つくり小規模多機能介護文京小日向 | 小日向1-23-26 | 03-5810-1757 |
| 53 | SOMPO ケアいきいき小日向小規模多機能 | 小日向2-8-15 | 03-6902-5321 |
| 54 | グッドライフケア向丘 | 西片2-19-15 | 03-3830-0451 |
| 55 | ユアハウス弥生 | 弥生2-16-3 | 03-5840-8652 |

■看護小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|--------|---------|--------------|
| 56 | 千石にじの家 | 千石4-1-2 | 03-6304-1822 |

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
（地域密着型特別養護老人ホーム）【地域密着型サービス】

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-----------------------------|------------|--------------|
| 57 | 地域密着型特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日 | 春日1-9-21 | 03-5804-6511 |
| 58 | 特別養護老人ホーム文京小日向の家 | 小日向1-23-26 | 03-5810-1756 |
| 59 | 地域密着型特別養護老人ホーム 文京大塚みどりの郷 | 大塚4-50-1 | 03-3941-6669 |

■地域密着型通所介護（デイサービス）【地域密着型サービス】

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-------------------------------------|--------------------------|--------------|
| 60 | あしつよ・文京 | 春日2-13-1 芳文堂ビル7階 | 03-6801-6402 |
| 61 | 文京区介護予防拠点 いきいき礪川 | 小石川2-16-1 | 03-5840-9828 |
| 62 | GENKINEXT 茗荷谷 | 小石川5-21-5 中村ビル1階 | 03-3868-0936 |
| 63 | リハビリ・デイサービス 虎 SUN | 白山5-18-11 草柳ビル1階 | 03-6912-1840 |
| 64 | デイサービスセンターファンライフ文京 | 千石3-13-11-102 | 03-6912-0355 |
| 65 | 信和リハビリデイサービス 千石 | 千石4-16-2 小林ビル101 | 03-6902-9880 |
| 66 | レコードブック千石 | 千石4-38-10 馬場ビル1階 | 03-6902-5977 |
| 67 | ゆらら デイサービス | 水道2-10-17 渡邊ビル1階 | 03-6912-0069 |
| 68 | MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 教育の森 | 大塚3-20-7 清水ビル1階 | 03-6902-9568 |
| 69 | MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス | 大塚4-12-10 橋本ビル1階 | 03-6902-9270 |
| 70 | リハビリ道場 | 大塚6-27-6 グリーンハウス | 03-3943-3408 |
| 71 | デイサービスだるま | 千駄木3-42-16 ぱぱす谷中店2階 | 03-3823-7705 |
| 72 | デイサービス With 千駄木 | 千駄木4-16-2 ヴィルヌーヴ千駄木1階 | 03-5834-7470 |
| 73 | リハビリ・デイサービス 虎 SUN 動坂店 | 本駒込4-42-11 サクラ文京ビル1階 | 03-5842-1356 |
| 74 | いきいきらいふ SPA 駒込 | 本駒込5-72-1 | 03-3943-8778 |

●通所リハビリテーション（デイケア）

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------------|-----------|--------------|
| 75 | 須田整形外科クリニック | 後楽2-23-15 | 03-3811-0881 |
| 76 | 介護老人保健施設 ひかわした | 千石2-1-6 | 03-5319-0780 |
| 77 | 杉山クリニック デイケア | 千石2-13-13 | 03-3944-5941 |
| 78 | 介護老人保健施設 音羽えびすの郷 | 音羽1-22-14 | 03-3941-0165 |
| 79 | 龍岡介護老人保健施設 | 湯島4-9-8 | 03-3811-0088 |

●通所介護（デイサービス）

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-------------------------|-----------------------|--------------|
| 80 | ジム・デイサービス夢楽白山 | 白山1-33-18 白山NTビル1階 | 03-6240-0945 |
| 81 | 文京白山高齢者在宅サービスセンター | 白山5-16-3 | 03-3942-8225 |
| 82 | Let'sリハ！白山駅前 | 白山5-36-9 白山麻の実ビル6階 | 03-3830-0385 |
| 83 | デイサービスセンターなごやか千石 | 千石4-18-1 千石ハイツ1階 | 03-5940-6816 |
| 84 | ゆららデイサービス江戸川橋 | 水道2-7-5-101 | 03-6801-8235 |
| 85 | 小日向ハウス | 小日向1-5-13 | 03-3941-2226 |
| 86 | SOMPO ケア いきいき小日向 デイサービス | 小日向2-8-15 | 03-6902-5361 |
| 87 | 文京くすのき高齢者在宅サービスセンター | 大塚4-18-1 | 03-3947-2801 |
| 88 | 文京大塚高齢者在宅サービスセンター | 大塚4-50-1 | 03-3941-6760 |
| 89 | 神楽坂介護リハビリセンター | 関口1-2-3 正美堂ビル1階 | 03-5227-1070 |
| 90 | バストリハ早稲田 | 関口1-35-17 山水ビル1階 | 03-5155-2830 |
| 91 | 文京本郷高齢者在宅サービスセンター | 本郷4-21-2 | 03-3816-2317 |
| 92 | 文京湯島高齢者在宅サービスセンター | 湯島2-28-14 | 03-3814-1898 |
| 93 | 文京向丘高齢者在宅サービスセンター | 向丘2-22-9 | 03-5814-1531 |
| 94 | 文京千駄木高齢者在宅サービスセンター | 千駄木5-19-2 | 03-3827-5421 |
| 95 | 文京昭和高齢者在宅サービスセンター | 本駒込2-28-31 | 03-5395-2376 |
| 96 | デイサービスヨウコー駒込 | 本駒込5-32-8 | 03-5834-1620 |

☆老人福祉センター

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|--------------|------------|--------------|
| 97 | 文京福祉センター江戸川橋 | 小日向2-16-15 | 03-5940-2901 |
| 98 | 文京福祉センター湯島 | 本郷3-10-18 | 03-3814-9245 |

△シルバーピア

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|-------------|-----------|------|
| 99 | シルバーピアはくさん | 白山2-17-3 | - |
| 100 | シルバーピアはくさん台 | 白山4-31-4 | - |
| 101 | シルバーピア千石二丁目 | 千石2-26-3 | - |
| 102 | シルバーピア千石 | 千石3-36-11 | - |
| 103 | シルバーピアおおつか | 大塚4-18-1 | - |
| 104 | シルバーピア坂下通り | 大塚5-14-2 | - |
| 105 | シルバーピア湯島 | 湯島3-2-3 | - |
| 106 | シルバーピア向丘 | 向丘2-22-9 | - |
| 107 | シルバーピア根津 | 根津1-15-12 | - |

☆シルバーセンター

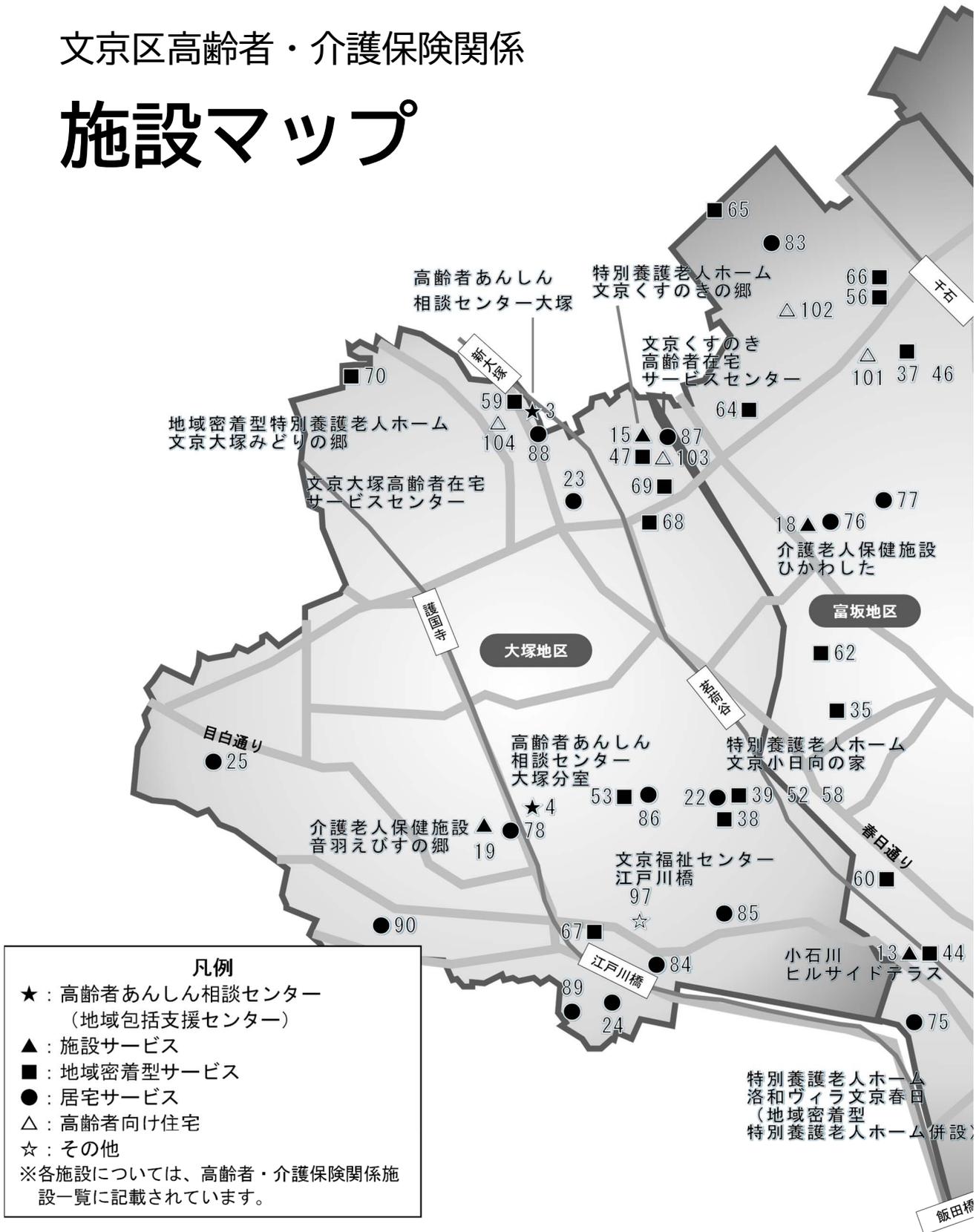
| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|----------|------------------------|--------------|
| 108 | シルバーセンター | 春日1-16-21 文京シビックセンター4階 | 03-5803-1113 |

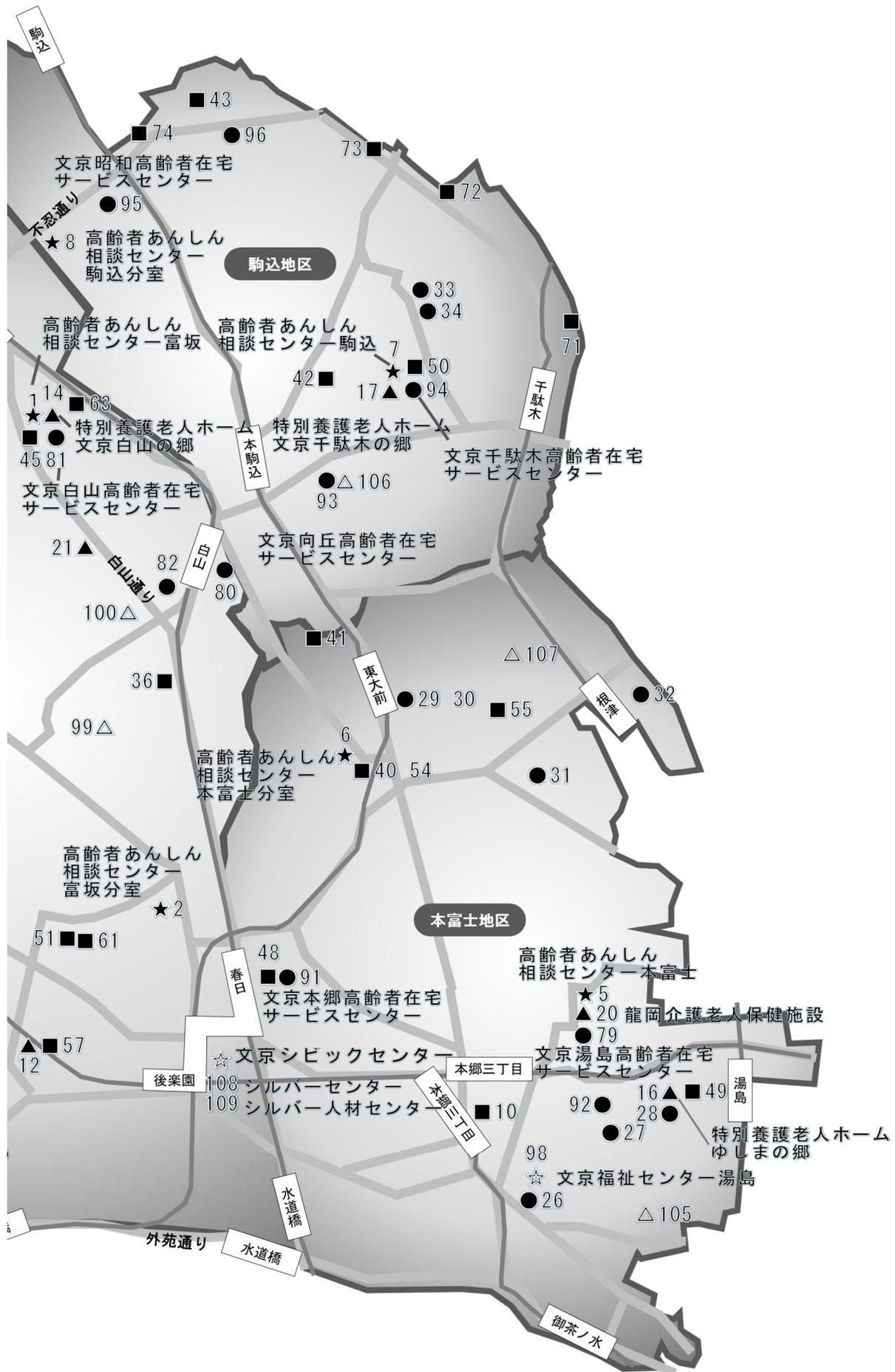
☆その他

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|------------|------------------------|--------------|
| 109 | シルバー人材センター | 春日1-16-21 文京シビックセンター4階 | 03-3814-9248 |

文京区高齢者・介護保険関係

施設マップ





ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年(2024年)3月発行

発行／文京区

編集／福祉部介護保険課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号
03-5803-1389

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 E0123045 頒布価格 1,650円

